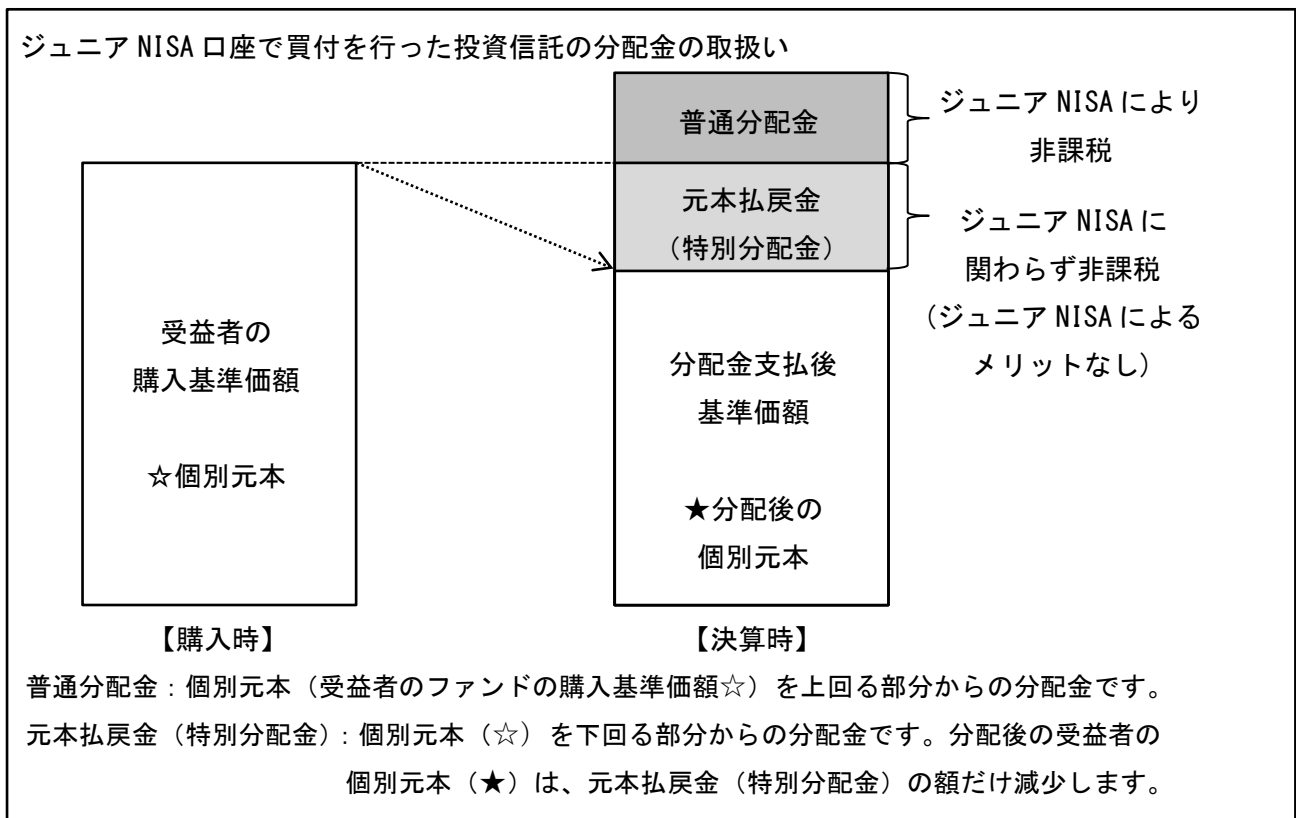


＜ジュニア NISA における投資信託の分配金の取扱いに関するご注意事項＞

ジュニア NISA 口座においては、投資信託の分配金について、以下の点にご注意ください。

- ジュニア NISA においては、18 歳までの引出制限のある期間、原則受取った分配金を引出すことはできません。^(注)
- 投資信託における分配金のうち、普通分配金は、ジュニア NISA 口座での保有により非課税となりますが、元本払戻金（特別分配金）は、ジュニア NISA 口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため、ジュニア NISA の制度上のメリットを享受できません。



(注)

“18 歳までの引出制限のある期間”とは、3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日までの期間です。本期間中にジュニア NISA 口座内のお預り資産（資金を含む）を引出す場合は、過去に得た売却益や配当金、含み益等に対して課税され、ジュニア NISA 口座は廃止されます（災害等やむを得ない場合には課税されません。なお、その場合もジュニア NISA 口座は廃止されます）。

また、引出制限のある期間に受取った分配金は、ジュニア NISA 口座内の買付に利用することができます（当年の非課税枠残額での買付も可能です）。なお、自動けいぞく投資コースの場合、分配金の再投資は、非課税枠ではなく課税対象でのお買付となります。